

# 山形市立蔵王第一小学校ホームページ作成規定

## ■ホームページ公開の目的

1. 開かれた学校の一環として、常に新鮮な情報を発信していく。
  - (1) 本校の概要を広報するために、本校の歴史や校歌、場所、環境などを公開する。
  - (2) 本校の教育活動について広く一般に公開し、理解と協力を得るために、学校および学年、学級の活動内容を公開していく。
2. 学習発表の一環として、情報を発信していく。
  - (1) 学習の過程、まとめ等を発信することで、情報社会に参画する態度を養う。

## ■作成についての留意事項

情報公開にあたっては、以下の項目にあげる指導上知り得た秘密の厳守・プライバシーの保護などに関して、十分配慮することとする。

1. 公開可能なもの
  - (1) 個人名が特定できないよう（画像の解像度を低くする等）に配慮した児童写真・学習活動の様子
  - (2) 絵画や工作などの児童作品
  - (3) 学校だより・保護者への案内等
  - (4) 学校研究に関する内容等
2. 公開不可のもの
  - (1) 実名、住所、電話番号、生年月日、家族構成などの個人生活に関わる情報
  - (2) アニメや漫画などのキャラクターの似顔絵、写真など著作権に関わる内容
  - (3) 他人の誹謗中傷や差別につながる内容
  - (4) その他、学校長または作成教諭が、学校から不特定多数に対して発信する情報とは不相当と判断したもの（営利目的、法令及び公序良俗違反など）
3. リンクについて
  - (1) リンクできるサイト
    - ・公的機関（なお、本校 HP サーバーは山形市総合学習センター内におき、what's New システムを主に利用する。）
  - (2) 状況によりリンクできるサイト
    - ・教育的に有用と学校長が認めたサイト

## ■著作権

本ホームページの著作に関しては、全て山形市立蔵王第一小学校が有する。

## ■その他

1. 掲載情報に対する指摘への対応  
児童に関する掲載情報について、本人または保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講じる。第三者の著作・肖像に関する情報について、該当者から要請があった場合も同様とする。その他、閲覧者から指摘を受けた場合には、迅速な協議後、適切な措置を講じる。
2. 本作成規定の見直し  
ネット社会における情報モラルの考え方の進展に伴い、この作成規定に示した内容事項の見直しが予測されるため、本作成規定の定期的な検討と加筆修正等行うものとする。

※ この作成規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。